

## 生活支援型訪問サービスに関する基準における既存の基準との相違点（案）

既存の介護予防訪問介護にかかる人員等の基準		生活支援型訪問サービス相違点
第1節 基本方針		同程度の基準
第2節 人員に関する基準		
(訪問介護員等の員数)		介護従業者については、必要数を配置。一定の研修受講者もサービス提供可能。サービス提供責任者相当の者についても同様だが、介護福祉士または介護職員初任者研修資格修了者であることが望ましい
(管理者)		同程度の基準（常勤専従・兼務可）
第3節 設備に関する基準		同程度の基準
第4節 運営に関する基準		
(内容及び手続の説明及び同意)		同程度の基準
(提供拒否の禁止)		国ガイドラインに沿って削除。
(サービス提供困難時の対応) (受給資格等の確認) (心身の状況等の把握) (要支援認定等の申請に係る援助) (介護予防支援事業者等との連携) (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) (介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) (介護予防サービス・支援計画書の変更の援助) (身分を証する書類の携行等) (利用料等の受領) (保険給付請求のための証明書の交付) (同居家族に対するサービス提供の禁止) (利用者に関する市への通知) (緊急時等の対応) (管理者及びサービス提供責任者の責務) (運営規程) (勤務体制の確保等) (衛生管理等) (掲示) (秘密保持等) (広告) (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) (苦情処理) (地域との連携) (事故発生時の対応) (会計等の区分) (記録等の整備) (介護等の総合的な提供)		同程度の基準
(提供の記録)		5年保存（本市基準条例）
(暴力団排除)		独自に追加（本市基準条例）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
(訪問介護の基本取扱方針)		同程度の基準
(訪問介護の具体的取扱方針)		原則、介護予防訪問介護計画が必要。
(訪問介護の提供に当たっての留意点)		同程度の基準

## ミニデイ型通所サービスに関する基準における既存の基準との相違点（案）

既存の介護予防通所介護にかかる人員等の基準	ミニデイ型通所サービス変更点
第1節 基本方針	同程度の基準
第2節 人員に関する基準	
(従業者の員数)	利用者15人まで専従1名以上
(管理者)	同程度の基準（常勤専従・兼務可）
第3節 設備に関する基準	定員1人あたり3㎡の機能訓練室 （建築基準法・消防法への準拠要。）
第4節 運営に関する基準	
(内容及び手続の説明及び同意)	同程度の基準
(提供拒否の禁止)	国ガイドラインに沿って削除
(サービス提供困難時の対応) (受給資格等の確認) (要支援認定等の申請に係る援助) (心身の状況等の把握) (介護予防支援事業者等との連携) (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) (介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) (介護予防サービス・支援計画書の変更の援助) (利用料等の受領) (保険給付請求のための証明書の交付) (利用者に関する市への通知) (緊急時等の対応) (管理者の責務) (運営規程) (勤務体制の確保等) (定員の遵守) (衛生管理等) (掲示) (秘密保持等) (広告) (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) (苦情処理) (地域との連携) (事故発生時の対応) (会計等の区分) (記録等の整備)	同程度の基準
(非常災害対策)	一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄が必要（本市基準条例）
(提供の記録)	5年保存（本市基準条例）
(暴力団排除)	独自に追加（本市基準条例）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
(介護予防通所介護の基本取扱方針)	なごや介護予防・認知症予防プログラムの提供（原則、6ヶ月のサービス
(介護予防通所介護の具体的取扱方針)	簡易な個別計画を作成
(介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)	同程度の基準
(安全管理体制等の確保)	

## 運動型通所サービスに関する基準における既存の基準との相違点（案）

既存の介護予防通所介護にかかる人員等の基準		運動型通所サービス相違点
第1節 基本方針		同程度の基準
第2節 人員に関する基準		
(従業者の員数)	利用者10人まで専従1名以上 10人以上は利用者1人につき必要数 ( 医師、保健師、看護職員、理学療法士 作業療法士、機能訓練指導員 経験のある介護職員 介護予防運動指導員、健康運動指導士等 )	
(管理者)		同程度の基準（常勤専従・兼務可）
第3節 設備に関する基準		定員1人あたり3㎡の機能訓練室 (建築基準法・消防法への準拠要。)
第4節 運営に関する基準		
(内容及び手続の説明及び同意)		同程度の基準
(提供拒否の禁止)		国ガイドラインに沿って削除。
(サービス提供困難時の対応) (受給資格等の確認) (要支援認定等の申請に係る援助) (心身の状況等の把握) (介護予防支援事業者等との連携) (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) (介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) (介護予防サービス・支援計画書の変更の援助) (利用料等の受領) (保険給付請求のための証明書の交付) (利用者に関する市への通知) (緊急時等の対応) (管理者の責務) (運営規程) (勤務体制の確保等) (定員の遵守) (衛生管理等) (掲示) (秘密保持等) (広告) (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) (苦情処理) (地域との連携) (事故発生時の対応) (会計等の区分) (記録等の整備)		同程度の基準 (ミニデイ型通所サービスと同様)
(非常災害対策)		一時的な滞在に必要な食料及び飲料水の備蓄が必要(本市基準条例)
(提供の記録)		5年保存(本市基準条例)
(暴力団排除)		独自に追加(本市基準条例)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
(介護予防通所介護の基本取扱方針)		介護予防マニュアルに沿った運動プログラムを原則、6ヶ月間提供
(介護予防通所介護の具体的取扱方針)		個別サービス計画の作成
(介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)		同程度の基準
(安全管理体制等の確保)		

